の下に「であって、臨床試験の試験成績に関する資料についての調査の対象となるもの」を加え、「百十四万四千七百円」を「百二十八万九千九百円」に改め、同号ロ中「医療機器」の下に「であって、臨床試験の試験成績に関する資料その他の資料のうち厚生労働省令で定めるものについての調査の対象となるもの」を加え、「九十一万五千八百円」を「百三万二千円」に改め、同号ハ中「第十二条第一項第二号イ(5)」を「第十二条第一項第二号イ(1)」に改め、「医療機器」の下に「（イ及びロに掲げるものを除く。）」を加え、「四万五千円」を「四万八千四百円」に改め、同条第四項第一号イ中「二百八十四万二千六百円」を「三百二十万三千六百円」に改め、同号ロ中「三百十四万六千百円」を「三百五十四万五千六百円」に改め、同項第二号イ中「八十七万五千五百円」を「九十八万六千六百円」に改め、同号ロ中「百二十六万五千八百円」を「百四十二万六千五百円」に改め、同条第十四項第一号イ中「六十七万三千六百円」を「七十五万九千百円」に改め、同号ロ中「四万七千七百円」を「五万三千七百円」に改め、同項第二号中「六十七万三千六百円」を「七十五万九千百円」に改め、同条第十五項第一号中「八十六万八百円」を「九十七万百円」に改め、同項第二号イ(1)中「二百八十四万二千六百円」を「三百二十万三千六百円」に改め、同号イ(2)中「三百十四万六千百円」を「三百五十四万五千六百円」に改め、同号ロ(1)中「八十四万千七百円」を「九十四万八千五百円」に改め、同号ロ(2)中「百三十万七千九百円」を「百四十七万四千円」に改める。

第三十六条第一項第一号イ中「千四百六十九万二百円」を「千八百八十万三千四百円」に改め、同号ロ及び同項第二号イ中「七百三十五万二千九百円」を「九百四十一万千七百円」に改め、同号ロ中「百五十九万四千七百円」を「二百四万千二百円」に改め、同条第二項第一号及び第二号イ中「百十五万三千三百円」を「百四十七万六千二百円」に改め、同号ロ中「五万千五百円」を「六万五千九百円」に改め、同条第四項第一号イ中「二百八十六万三千八百円」を「三百六十六万五千六百円」に改め、同号ロ中「三百十六万九千六百円」を「四百五万七千円」に改め、同項第二号イ中「八十八万二千円」を「百十二万八千九百円」に改め、同号ロ中「百二十七万五千三百円」を「百六十三万二千三百円」に改め、同項第三号イ中「八十四万八千四百円」を「百八万五千九百円」に改め、同号ロ中「百三十一万七千七百円」を「百六十八万六千六百円」に改め、同条第五項第一号イ中「八十七万五千円」を「百六万七千五百円」に改め、同号ロ中「百十万四千二百円」を「百三十四万七千百円」に改め、同項第二号イ中「七万五千四百円」を「九万千九百円」に改め、同号ロ中「十万二百円」を「十二万二千二百円」に改め、同項第三号イ(1)中「八十七万五千円」を「百二万三千五百円」に、「三万六千百円」を「四万四千円」に改め、同号イ(2)中「百十万四千二百円」を「百三十万三千百円」に、「三万六千百円」を「四万四千円」に改め、同号ロ(1)中「三十万五千七百円」を「三十七万二千九百円」に、「七千九百円」を「九千七百円」に改め、同号ロ(2)中「三十九万九千九百円」を「四十八万七千八百円」に、「七千九百円」を「九千七百円」に改め、同条第六項第一号イ中「七万五千四百円」を「九万千九百円」に、「七千九百円」を「九千七百円」に改め、同号ロ中「十万二百円」を「十二万二千二百円」に改め、同項第二号イ中「三十万五千七百円」を「三十七万二千九百円」に、「七千九百円」を「九千七百円」に改め、同号ロ中「三十九万九千九百円」を「四十八万七千八百円」に、「七千九百円」を「九千七百円」に改め、同条第九項中「六十八万九百円」を「八十七万千五百円」に改め、同条第十項第一号中「八十六万七千二百円」を「百十一万円」に改め、同項第二号イ(1)中「三百八十六万三千八百円」を「三百六十六万五千六百円」に改め、同号イ(2)中「三百十六万九千六百円」を「四百五万七千円」に改め、同号ロ(1)中「八十四万八千二百円」を「八十八万九千九百円」に改め、同号ロ(2)中「百三十一万七千七百円」を「百六十八万六千六百円」に改める。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　根本　匠
内閣総理大臣　安倍　晋三

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）附則第一条第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、平成三十二年三月三十日とする。

厚生労働大臣　根本　匠
内閣総理大臣　安倍　晋三

職業安定法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十一号

職業安定法施行令の一部を改正する政令

内閣は、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第五条の五第一項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「であつて」を「であって」に改め、同条第一号中「（昭和二十二年法律第四十九号）」を削り、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）」を「労働者派遣法」に改め、同条第六号中「（平成三年法律第七十六号）」を削り、同条を第三条とする。

第一条中「職業安定法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（法第五条の五第一項第三号の政令で定める労働に関する法律の規定）

第一条　職業安定法（以下「法」という。）第五条の五第一項第三号の労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。

一　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四条、第五条、第十五条第一項及び第三項、第二十四条、第三十二条、第三十四条、第三十五条第一項、第三十六条第六項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第三十七条第一項及び第四項、第三十九条第一項、第二項、第五項、第七項及び第九項、第五十六条第一項、第六十一条第一項、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条、第六十四条の二（第一号に係る部分に限る。）、第六十四条の三第一項、第六十五条、第六十六条、第六十七条第二項並びに第百四十一条第三項の規定（これらの規定を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十四条（第四項を除く。）の規定により適用する場合を含む。）